

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度 定期監査(前期)(4監査第42号)分 (長野市教育委員会分)

指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
(指摘事項) 1 収入事務について【重点項目】 (1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書2ページ)	朝陽公民館使用料(本館講義室南北)4月10日夜間使用分について、市立公民館条例の別表3に定めるところにより徴収すべきところ、講義室の面積区分を誤って使用料を算定したため 200円の過大徴収となっていた。 金額の計算に当たっては、複数人による確認を徹底し、条例に基づき、適正な徴収事務を行われたい。	公民館使用料の徴収事務について、事務室内に朝陽公民館の貸室毎の有料使用料を記載した早見表を掲示しており、今回その早見表に記載されていた金額が誤っていたことによる徴収ミスが原因であった。監査委員事務局から資料の提出を求められた時点(令和4年4月26日)で条例と照らし合わせ職員全員で確認して早見表を訂正するとともに、有料使用の申出があった際には、複数人で金額の確認を行うよう窓口事務について再度徹底することで改善を図った。 なお、過大徴収分については、令和4年度中に返還処理を完了することとする。	長野市立公民館条例別表3(第11条関係)に照らし合わせて職員全員で確認のうえ、使用料を記載した早見表を改訂した。また有料使用の申出があった際には、複数人で金額の確認を行うことを徹底し、事務の改善を図った。 なお、過大徴収分(3団体 計1,000円)には、令和4年度中(最終支払日:令和5年2月2日)に、返還処理を完了した。	朝陽公民館